

八幡大菩薩御縁起と八幡宮縁起

下

宮 次 男

六

以上、八幡縁起における甲類本、すなわち八幡大菩薩御縁起と、乙類本で

ある八幡宮縁起の詞章と絵の主題および内容についてのべた。これにより、両本間にはかなりの相違があり、また、同系の諸本間にあっても、段の構成や絵の一部に相違する所があることが判明した。これを表記すると別表のようになる。

この表をみても明らかなるように、甲類本はアジア美術館本・鞆湊本・国文

学資料館本・浜天神本と、天理本・逸翁本に大別され、その中間に奈多宮本が存在する。また、乙類本は誉田本・石清水本と、東大寺本・由原本に大別されるのである。

次に、甲類本と乙類本では、各段の主題とするところはほぼ同じであり、

両者は緊密な関係のもとに成立していることは自明であるが、今、その関係を明らかにするためにも両本間の相違を整理して再確認する必要がある。

先ず、両本の詞章は同文ではない。そして、その詞書は、甲類本では比較的古いアジア美術館本と鞆湊本、さらにこれより下る浜天神本、奈多宮本も片仮名交り文であり、その表記には送り仮名の形をとつたものや、返り点を

施したものなど、漢文体を基にして宣命体風に延べ書きしたものが多い。これに対し、乙類本はいずれも平仮名交り文で書かれている。したがつて両本の詞章はその原点において異本であることが指摘できるのである。

次に、詞章及び絵の内容について著しい相違をあげる。

(1)仲哀天皇、塵輪を射殺する段では、甲類本は塵輪についての記述がない。これを述べた乙類本の詞章は石清水八幡宮蔵の菊大路本『八幡愚童訓』にきわめて近い叙述であることが知られるのである。当該の箇所を抜書すると次のようになる。⁽⁵⁾

仲哀天皇ノ御時ハ、異国ヨリ責寄ントテ、先ズ塵輪ト云者ノ、形ハ如^シ鬼神^ノ、身ノ色赤ク、頭ハ八ニシテ、黒雲ニ乗り虚空ヲ飛テ日本ニ着キ、人民ヲ取殺ス。

(略)

サテ御門ハ、五万ノ軍兵ヲ前後ニ聳キ給テ、長門ノ国豊浦ノ郡ニ着給フ。安陪ノ高丸、同介丸ニ惣門ヲ稠ク固メサセ、塵輪來バ急可^シ告申^ゲ。人民ノ力ニシテ不可レ有^シ討事^{一ト}被^ニ仰含^ケケリ。彼二人、帶^シ弓箭^ヲ門ノ両方ヲ守護スルニ、當^チ第六日^ニ黒雲忽ニ聳テ、目ヲ怒カシ、弓矢ヲ持テ來リヌ。高丸、以^ニ武内大臣^ヲ此由ヲ奏聞スルニ、御門自、御弓ヲ取り、矢ヲハゲテ能挽射サセ給ヘバ、塵輪が頸射切ラレテ頭ト身ト二ニ成テ落ニケリ。塵輪が失ナル事ハ雖^レ悦、

八幡縁起諸本構成表

主題	縁起諸本
1 仲哀天皇塵輪を射殺	13 和氣清麻呂宇佐八幡宮參詣
2 神功皇后出發、住吉明神出現	12 錛治翁・三歳童子として現る
(絵)	(詞)
3 住吉明神牛を海中に投げる	11 石躰權現、金鷹として現る
4 住吉明神船を押し出す	10 箱崎のしるしの松に八幡降る
5 住吉明神岩を射貫く	9 鶴羽葦産屋で応神天皇を出産
6 せいのう舞により磯童出現	8 神功皇后岩に碑文を書く
7 早満二珠により新羅軍を破る	6 せいのう舞により磯童出現
8 神功皇后岩に碑文を書く	5 住吉明神岩を射貫く
9 鶴羽葦産屋で応神天皇を出産	4 住吉明神船を押し出す
10 箱崎のしるしの松に八幡降る	3 住吉明神牛を海中に投げる
11 石躰權現、金鷹として現る	2 神功皇后出發、住吉明神出現
12 錛治翁・三歳童子として現る	1 仲哀天皇塵輪を射殺
松逆 旱 服道	(片)
松逆 旱 服道	(片)
松逆 旱	(平)
旱 服道	(平)
松逆 旱 服道 題内	(片)
僧垣 層重 満 童姫 服道 題内	(平)
松逆 L 満 船 鎧 題内	(片)
僧垣 層重 満旱 童姫 服道	(平)
使勅 垣 満旱 面布 衣狩	(平)
L	(平)
使勅 垣 満旱 面布 服道	(平)
使勅 垣 満旱 面布 衣狩	(平)

ト成給フ。御心細思食ケレバ、后ノ御手ヲ取テ御胸ノ上ニ置給テ宣ク（略）此孕給ハ皇子ナルベシ。相構テ急ギ異国ヲ射平ゲ、王子ヲ即レ位治_ヨ国土_ヲ給ベシト申サセ給ケル（略）三箇日ト申シハ、二月六日ニ御門遂ニ崩御在シカバ（略）

て地上に留まつたと述べてい
る。

次に、住吉明神の服装であるが、甲類本は道服が多く、乙類本は狩衣が多い。ところ

番神をはじめ、道服姿の老翁

統的といえよう。

で表現するのを通例としている。したがつて、甲類本の表現の方がむしろ伝

(3)住吉明神、牛を海中に投げ込む話しさは、逸文の『備前國風土記』にみえる所で、牛窓伝説として広く知られる。絵は甲類本では、牛が舟に向かって泳いで来る光景、乙類本は老翁が牛を仰向けに海に投げとばす有様で、絵の表現としては、乙類本の方が説話図として説得性が強い。

(4) 住吉明神、浅瀬の船を沖に押し出す段の絵は、乙類本のみにあり、甲類

本では描かれていない。しかし、両本とも、次の(5)住吉明神、岩を射貫く段と同じ一段で扱われているわけで、住吉明神の大力を具体的に書き出してい る乙類本は詞内容の絵画化の点で一段と進んだ構成を示すといえよう。

次に、甲類本の詞章では、(4)と(5)の間に、豊前国船木山の木を切り出して、宇佐郡で船四十八艘を造り、鹿嶋から船出したこと、さらにその大将軍は住吉と高良の両大臣、梶取りは鹿島の大明神であるとのべている。この内容は、

乙類本では(7)早満二珠により新羅軍を打破る段でのべられているが、両者の相違には多少の問題がある。

先ず、船木山の位置であるが、甲類本は豊前国とするのに対し、乙類本は長門国としている。この両国にはそれぞれ船木という地名が存在するのである。

八幡大菩薩御縁起と八幡宮縁起 下

下

つて、豊前国では現在の大分県宇佐郡院内町に、また長門国では、山口県厚狭郡楠町にこの地名がある。したがって、どちらが正しいか迷うが、両本とも船は豊前国宇佐郡で造ったとするから、地理的にみて、甲類本の記述の方が穏当のように思われる。しかし、『八幡愚童訓』では「長門国ノ船木ノ山」となつており、乙類本と共に通していることは興味がひかれるところである。

次に、この造船および鹿嶋から船出するという話は、異国に向けて出发するに際してのべられるべき内容で、未だ国内で移動中の事柄としては不適である。さらに、(4)の場所は大江崎、(5)は芦屋で、その間に鹿嶋が入るのも不合理といえる。したがつて、この詞章がここにあることは、甲類本の詞章が物語りとして未だ十分整理された構成を示すに至つていなことを示唆するといえよう。その点、乙類本における当該詞章の位置の方が穏当である。

(6)住吉明神、せいのうの舞を舞つて磯童を海底から召し寄せる段の絵は、

甲類本では舞台の近くに、龍頭の船に乗つた磯童が二珠をつけた木の枝を持して出現する場面であり、乙類本は亀に乗つた磯童が舞いながら出現する

場面である。この物語としては、磯童が龍宮から二珠を借り受け持参する段階では舞台での演舞は行われていないわけであり、したがつて、乙類本の図様の方が合理的といわなければならない。なお、乙類本の詞章に、磯童は豊姫を正使として、龍宮に趣いたとあるが、甲類本の天理本と逸翁本の絵には、豊姫が龍頭の舟に乗り、磯童が海を泳いで二珠を捧持して出現する有様が描かれており、この図様は、甲類本と乙類本をつなぐ重要な意味をもつてゐる。

次に、甲類本の詞章では、磯童の出現と二珠を龍宮から借出す話は次段の(7)で述べられているわけで、この(6)の絵は次段詞書の先取りといふことになる。このような絵巻の構成は古様といわなければならない。

なお、龍宮に豊姫が使者として遣わされたという説話は、『八幡愚童訓』にもみられるところであるが、ここでは安曇磯良は常陸國の海底におり、住吉明神はじめ諸神により演じられた御神樂にさそられて出現したことになつてゐる。すなわち『八幡愚童訓』では、

(前略)此亀ノ甲ニ乗テ、御神樂ノ終ヌ常陸ノ國ヨリ豊浦ニ着ク。余ニ顔ノ惡キ事ヲ恥ジ給テ、淨衣ノ袖ヲ解テ御顔ニ覆テ、御頸ニ鼓ヲ懸テ細男ト云舞ヲ舞給ケリ。サテコソ今ノ世儘モ、細男ノ面ニハ布ヲ垂タリ。

とあり、これは乙類本の詞章に近い記述である。また、『愚童訓』では、豊姫は高良明神をともない、磯童を道案内として龍宮に行つたとし、さらに、神功皇后は豊姫に、

龍王珠ヲ借ナラバ、我腹ニ宿ラセ給ハ皇子也、龍王ノ御聟ニ可レ成、娑竭羅龍王ニ可レ被レ申トゾ仰含ケル。

と、龍王との婚姻を示唆している。この示唆は、甲類本の詞章に通じるところである。

(7)早満二珠により新羅軍を打破る段の絵は、甲類本では、先ず満珠の験により、海中にもがく敵を船上から攻撃し、また龍王が喰い殺す光景を示し、次に旱珠の験により、干上つた海底に置かれた敵船と、その干上つた海底で防戦する敵兵が描かれている。但し、逸翁本は旱、満の一場面(図版VII)、天理本、奈多宮本は満珠場面のみが描かれている。

これに対し、乙類本では、先ず旱珠の場面が示され、つづいて満珠場面が展開する。したがつて、絵の展開としては、乙類本が合理性をもつといえるのである。なお、甲類本にみた龍王は乙類本になく、代わつて、龍頭鷁首の軍船がここでは登場している。

次に、この段の乙類本の詞章には、異国渡海に先だち、すでに甲類本の(4)

と(5)の間でみた造船のことのほか、甲類本ではふれていない八幡大菩薩以下諸神の本地、神功皇后の形相、対馬下船の理由をはじめ、旱珠使用時に日本船が無事であった理由などを明らかにしている。物語の構成としては、この方が穩当である。但し、甲類本にのべてある二龍王の出現と放生会の由来については、ここではふれていない。

以上、乙類本にのみみられる詞章内容は『八幡愚童訓』の記述ときわめて近いものがある。例えば神功皇后のお姿について、

皇后、既敵国ニ向ハセ給フ。其御事ガラ勇々敷大將軍ト見ヘ給フ。御長九尺二寸、御歯ハ一寸五分ニ光アリ。御歳ハ卅一、芙蓉ノ膚柔ニ媚テ力モ不_レ坐、初春ノ風ニ靡クナル青柳ヨリモ嫋ニ、羅綺ノ衣猶重キ事ヲ機婦ニ可_レ妬。況甲冑ヲ帶、弓箭ニ携坐事、早晚習ハセ給ベキ。去レ共緑ノ御髪鬢行取り、唐綰ゲテ御胄ヲ着シ、柔要ノ御手ニ多羅樹ノ真弓、八目ノ鏑矢ヲ持給フ。弓ヲ多羅樹ト云事ハ此時ヨリ始レリ。最物細キ御腰ニ太刀ヲ帶キ、都羅脛ヲ踏、御足ニ藁沓ヲ着、紅ノ御裳ノ上ニ唐綾威ノ甲ヲ奉ル。御產箇月ノ事ナレバ、御乳房ノ大ナルニ隨テ、御甲ノ胸板ヲ高クスル、猶引合開シカバ、高良大明神、草摺ヲ切テ御脇ノ下ニ付給フ。今世ニ脇楯ト云ハ是ヨリ始テ、甲毎ニゾ鉢ケル。

と、『愚童訓』にもみられるのである。

依_レ之異國ノ王臣、堪カネテ誓言ヲ立テ申サク、「我等日本ノ犬ト成、日本ヲ守護スベシ。毎年八十艘ノ御年貢ヲ可_レ奉レ備。全不_レ可_ニ懈怠」。若敵心アラバ可_レ蒙ラムト云々」とのべていたのに対し、乙類本は「毎年みつぎ物を備て」という文言が「守護すべし」の後に挿入されている。また、この「犬」に関連して、後世の犬追物について言及するのであって、これらのこととは左のように『愚童訓』にもみられるのである。

なお、乙類本の東大寺本と由原本は、この(7)が前段の(6)と同一段に構成され、甲類本のアジア美術館本、鞆削本、衣奈八幡本、国文学資料館本、浜天神本の五本は次の(8)神功皇后、岩に碑文を書く段の絵と同一段に構成されている。したがって、これら五本の(8)の絵に関する詞章は、次の(9)の詞書の初めに書かれているのである。ここにおいても、甲類本では絵が詞書を先取り

していることが指摘できるのである。

(8)についての絵は、乙類本の方が詞章内容を明快に表現している。ただ、甲類本中、逸翁本にみる神功皇后の姿が(図版VIII)、一段と大きく描き出されていて、これは、乙類本の皇后の行粧をのべた詞章にみる「御長九尺二寸」を受けての表現ではないかと考えられる。さすれば、逸翁本のこの絵は、先の(6)における豊姫とともに、甲類本と乙類本をつなぐものとみることができるのである。

次に詞章では、ここでも乙類本は『八幡愚童訓』に一致した内容であることが指摘される。すなわち、甲類本は新羅王の誓言として「我等日本國ノ犬ト成テ彼國ヲ守護セム、全ク懈怠アルベカラズ。若敵心アラバ、天道ノ責ヲ蒙ラムト云々」とのべていたのに対し、乙類本は「毎年みつぎ物を備て」という文言が「守護すべし」の後に挿入されている。また、この「犬」に関連して、後世の犬追物について言及するのであって、これらのこととは左のように『愚童訓』にもみられるのである。

依_レ之異國ノ王臣、堪カネテ誓言ヲ立テ申サク、「我等日本ノ犬ト成、日本ヲ守護スベシ。毎年八十艘ノ御年貢ヲ可_レ奉レ備。全不_レ可_ニ懈怠」。若敵心アラバ可_レ蒙_シ天道之責」申時、皇后、御弓ノ弭ニテ大磐石ノ上ニ、「新羅國ノ大王ハ日本ノ犬也」ト書付サセ給、御鉢ヲ王宮ノ門前ニ立置セ給テ御帰朝在リケリ。犬追物ト云事ハ、異國ノ人ヲ犬ニ象テ敵軍ヲ射ル表示ナルガ故ニ、今ノ世ニ至ル儘不_ニ断絶者也。官兵退散シテ後、此石ノ文ヲ末代ノ恥也トテ焼失ントシケレ共、弥鮮ニ成今ニ不消。

(9)神功皇后、鵜羽根葺きの産屋で応神天皇を出産する段の絵は、両本は基本的に相違している。詞章については、甲類本は皇子誕生につづいて、皇子および皇后の帰京、皇子が後に龍王の誓となり、仁徳天皇の父となつたこと

など、応神天皇に関する記述に終始するが、乙類本は、龍王に関する記述はなく、また、神功皇后の帰路についてはふれていない。しかし、皇后の出自と略歴、没年などを加えて、皇后に関する記述をこの段で一応終わっている。

なお、『八幡愚童訓』には、皇后が帰路、難波を指して向われたとのべてあり、この点は甲類本と一致するところである。

(10) 箱崎のしるしの松に八幡が降る段と、(11)石躰権現、金鷹として現れる段は、甲類本および誉田本、石清水本は同一段として構成され、東大寺本と由原本は、(10)は単独、(11)は次段(12)と同一段となっている。また、絵の構成などは両本は基本的に相違している。詞章は、甲類本は神功皇后の御事蹟と応神天皇への御譲位、応神天皇の落飾、石躰権現、金鷹の出現、八幡の降下について述べる。乙類本は、応神天皇の御即位、及び崩御に関する記述と、石躰権現、金鷹、八幡降下で、要は、応神天皇の御事蹟に限定されている。これらの相違は、乙類本の構成の方が内容的に整理されていることを示すといえよう。さらに、八幡降下では、東大寺本と由原本では、しるしの松の記述の所で、直ちに八流の幡が降つたことをのべ、その際、八幡大菩薩の名号をこれと結びつけているのに対し、甲類本と誉田本及び石清水本では、しるしの松を植えた記事のあと、石躰権現と金鷹の記事をおいて、山麓に建立した宝殿、すなわち宇佐八幡宮創建の所で、八幡大菩薩の名号が、松に降下した八幡に由来することを述べている。東大寺本と由原本は段構成の都合から八幡降下のところで大菩薩の名号の由來をのべたのであろうがこの方が名号の由來説明としては明快である。

次に、絵では、甲類本の箱崎のしるしの松は、多くは逆さ松であるが、天理本と逸翁本は普通の松で、それに斎垣と一僧が描きそえられている(図版IX)。そして、乙類本の松も、普通の樹形で斎垣がめぐらされており、ここで

も、天理本と逸翁本の特殊性が指摘されるのである。

(12) 錫治の翁として現れ、次に三歳の童子として現れる段は、詞章、絵ともに両本間には基本的な相違はない。

(13) 和氣清麻呂、鹿(猪)に乗つて宇佐八幡宮に参詣する段の詞章では稱徳天皇の姪欲について甲類本はふれる所があるが、乙類本はこれについては何らふれていない。これは女帝に対する遠慮を示した乙類本の方が、後発的とみてよいであろう。また絵では、清麻呂を乗せた動物が、甲類本は鹿、乙類本は猪と相違しているが、乙類本では蛇が清麻呂の足をねぶるという光景が描かれていて、詞内容を忠実に描き出す姿勢が示されている。

なお、乙類本詞章には、清麻呂が宇佐八幡宮の御殿に参詣して猪からおられた時、御殿の中から

ありきつゝ來つゝみれどもいさぎよき

人のこころを我わすれめや

と八幡大菩薩の御製がきこえたとあり、さらに、足立寺建立の御託宣について述べているが、甲類本にはこれらのこととはふれられていない。しかし、『八幡愚童訓』では、これらについても記述し、さらに、清麻呂の乗物を猪として、乙類本と同じ文字を用いている。

(14) 行教、八幡大菩薩を石清水に勧請する段の詞章は、甲類本では八幡大菩薩が無言の身となつた経緯について先ず述べるが、乙類本では、これに関する記述はない。しかし、甲類本にない石清水遷座の勅許が乙類本にはのべられている。これは、甲類本は説話に対する関心が強く、乙類本は朝廷による権威づけ、ないし、朝廷に対する配慮が意識的に示されているとみられるのである。

(15) 以下の段は、甲、乙両本に共通するものではない。しかし、甲類本最終

段(15)の末尾の詞章は、八幡三所権現すなわち、中御前応神天皇、西御前玉依姫、東御前神功皇后の本地仏が、阿弥陀如来（応神天皇）、勢至菩薩（玉依姫）、觀音菩薩（神功皇后）であり、住吉明神は虚空藏菩薩、鹿嶋の磯童（鹿嶋明神）は文殊師利菩薩がその本地仏であることを記述して、甲類本があくまでも八幡大菩薩の縁起であるという性格を明らかにしている。これに対し、乙類本はいずれも、八幡神を勧請した神社の遷座場面を最終段に描き出しているわけで、当該八幡神社の縁起、すなわち八幡宮縁起としての性格が濃厚であることが指摘されるのである。

以上、甲、乙両本においてみられる詞章と絵の内容に関する基本的な相違についてのべた。このほか、甲類本の詞章の中には、「或縁起云……」、「日本記云……」、「或説云……」、「扶桑記云……」として、原史料からの引用文が挿入された所があつたり、また、内容的に重複する箇所も指摘される。これは要するに、甲類本詞章が未だ十分に整理されていないことを物語る。また、絵と詞の関係も、前段の絵が後段の詞を先取りして描いた箇所があつて、や、錯綜した所もあり、中世絵巻作品としては十分に整った形式を備えていないといえる。これに対し、乙類本では、詞章の構成も論理的に行われており、絵も詞内容を忠実に描いたものとなっている。こうした両本にみる相違は、両本の前後関係を推定する依り處になるもので、甲類本が先行し、それにもとづいて乙類本が再編成されたと推定できるのである。その間、詞章においては、『八幡愚童訓』によつて甲類本の詞章が増補改訂されたことが推察されるのである。そして、逸翁本、天理本など特殊な位置にある遺品の原本となる作品は、その改訂期に制作されたのではないかと考えられるのである。両本の詞書の書体が平仮名交り文であることも、この際留意しなければならない。

次に、甲類本の成立時期の問題である。

この問題を解く鍵として、(15)箱崎八幡宮創建の段がある。すなわち
惣ヘテ宝社造営ヨリ以来タ、三百余歳ニ及ベリ。

とあり、宝社すなわち箱崎宮の社殿は、同段詞書に、延喜二十一年（九二一）に託宣があつて社殿を造営するに至つたと述べられているから、それより三百年後の西暦一二二一年以降、若干年のうちに成立したと考えることができるのである。

なお、『八幡愚童訓』は、文中に、「九十四代ノ朝廷」という記事があるので、花園天皇の御治世中、すなわち、延慶元年（一三〇八）—文保二年（一三一八）の間に成立したと考えられており⁽⁶⁾、これが乙類本成立の上限と考えられるのである。

註

(5) 日本思想体系20『寺社縁起』所載の萩原龍夫氏校注「八幡愚童訓 甲」による。以

下の引用はいづれもこれに従う。

(6) 註(5)の萩原氏解説による。

七

次に、絵画表現としての甲乙両本の特色をのべよう。

甲類本はいづれも、彩色を含めて、その描写は粗野であり、また稚拙な表現をとつたものが多いため、しかし、比較的古作であるアジア美術館本、鞆渕本、逸翁本には古拙美があり、南北朝時代における新しい様式、すなわち、貴族社会で発展してきた大和絵様式とは異なつた、いわば庶民感覚にもとづくと考えられる絵画表現が、これら三本にはみられる。

次に、各段の画面

では、その主題とす
る所の内容を端的に
示す。

〔石清水本〕⁽⁸⁾

為賁三所之威光尋取両巻之縁起

則致新圖奉納 尊前早鑒敬祇之

志弥垂感應之睠矣

挿図16 神功皇后縁起 奥書
大阪 誉田八幡宮藏

を書く、(9)鶴羽根葺の産屋で応神天皇出産などの場面がそれである。

また、絵は、詞章における現時点での光景を端的に描くことを行い、例え
ば、(10)箱崎のしるしの松に八幡降る場面では、後世に設けられた斎垣は、逸
翁本、天理本を除いて描かれてはいない。

甲類本の絵にみるこうした諸傾向は、この本の原本がしかるべき絵師なり
作画機関で制作されたものでなく、絵心のある素人の手になつたことを示唆
するといえよう。(4)住吉明神、船を押し出す段の絵が欠けているのも、そ
うした理由から考えられることである。また、絵が次段の詞を先取りしている
ことも、絵の筆者が十分、この物語の全体を把握していたからこそ、このよ
うな一見、不合理と思われる構成になつたものと考えられる。⁽⁷⁾

これに対し、乙類本は、いずれも、濃彩でかつ細密に描き出されている。

その様式的系譜をたどれば、鎌倉時代、十三、四世紀の交に完成された、春
日権現縁起を代表とする絵所様式の延長線にあるといえよう。

また、制作の背景ないし、制作者の顔ぶれをみれば、いずれも高級貴族が
参与していることが知れるのである。各作品についてのべると、次の通りで
ある。

石清水本と誉田本はともに永享五年（一四三三）四月二十一日、足利六代將
軍義教によつて奉納されたものであることが奥書によつてわかる。それを次
に示す。

永享五年孟夏廿一日征夷大將軍左大臣兼右近衛大將源朝臣（花押）

〔誉田本〕（挿図16）

新圖 神功皇后之縁起奉納

誉田宗廟之宝前繪其両巻象

千ニ儀即憑不測之感通常施

無為之德化而已

永享五年孟夏廿

一日征夷大將軍左

大臣兼右近衛大將

源朝臣（花押）

このほか、この永享
五年四月二十一日には
將軍義教は誉田八幡宮
に誉田宗廟縁起三巻を
奉納している。そして、

この誉田宗廟縁起は絹
本であり、石清水本も

絹本であつて、絵巻としては他

に春日権現験記絵と一遍聖絵を

数えるだけという、極めて贅を

尽くした作品と云わなければな
らない。

奥書
大分 杵原八幡宮藏
由原八幡宮縁起
下

に制作されたことが、上下二巻の巻末にある三条西実隆の奥書によつて知る
ことができる（挿図17）。すなわち、

絵師 宗軒
詞 寺務公順

此絵上下両軸祐全法師勧發

令奉納東大寺八幡宮宝殿可為
未來際之靈宝者也

天文四年八月十五日逍遙叟（花押）書

ここにみる詞書筆者の寺務公順は実隆の子であり、絵師の宗軒はト有と号
した東大寺絵所の絵師である。奥書を三条西実隆が書いていることからも窺
われるよう、本絵巻は東大寺をバックにして制作されたことは明らかであ
る。

由原本の制作の背景については明らかでない。しかし、その奥書（挿図18）

の

絵 藤原光茂

詞 二品（花押）親王

という内容から、これが貴族社会において制作されたことは疑えない所であ

る。絵の藤原光茂は、宫廷絵所の土佐光茂であり本巻の作風もまた土佐派の
特色が顯著である。詞の一品親王は、そこにみられる花押から青蓮院尊鎮親
王であることが判明する。

以上、現存の乙類本はいずれも貴族社会の強力な助縁によつて制作され、
神前に奉納されたものであることが明らかになつた。したがつて、その画風
が貴族社会で育成、発展してきた大和絵の正統な様式を伝えていることは自
明である。そして、現存の乙類本がいずれも、絵画作品として当該時代の第
一級の優品であることは、誰もが認めるところである。

このような性格をもつ乙類本は、その成立の当初から現存諸本にみられる
ような大和絵として完備した様式のものであつたと推察されるが、その原本
となつた作品は何時頃に制作されたであろうか。先にふれたように、その上
限は花園天皇の御治世（一三〇八年—一三一八年）と推定できるが、具体的の証
拠となる作品は永享五年（一四三三）の奥書をもつ誉田本、石清水本といふこ
とになる。しかし、『看聞御記』によると、これに先だつ大和絵系の八幡縁起
絵の存在が確かめられるのである。すなわち、

永享三年七月一日条

内裏へ繪四卷八幡縁起繪二卷。
簾印陀羅尼繪二卷。宝
進之

永享七年七月八日条

内裏八幡縁起御繪二卷。
詞舊院御筆。申出持參。後小松院御在位之時被書云々。殊勝

御繪也。

の記事にみるものである。

ここにみられる八幡縁起絵が、同一のものであつたか、また、別のもので
あつたかは定かではない。しかし、永享七年の記事にみる八幡縁起御絵は詞
書を後小松天皇が御在位中に執筆されたとあるから、これを信用すると、永

徳二年（一三八二）から応永一九年（一四一二）の間、あるいは、さらに出家される永享三年（一四三一）の間の制作となり、絵は殊勝であつたという。しかし、この『看聞御記』所載の八幡縁起絵が、甲類本系か乙類本系か、これだけの記事では明らかではない。

宮廷貴族社会で披見される絵巻や、天皇、皇族が詞書を執筆した絵巻の遺品をみると、その大部分は、伝統様式に基づいた大和絵である。ことに、「殊勝御絵也」と評価されたものであれば、当時の貴族の美意識を満足させるに足るもので、恐らく、春日権現験記絵の伝統をくむ細密、華麗きわまりない画風のものであったことは疑いないであろう。

八幡縁起の現存遺品についてこれを考へると、その画風が乙類本系であることは、ほぼ間違いないと思われる。しかし、それだからといって、その内容までが乙類本であるとする根拠はなにも無いのである。

一方、乙類本の最も古い遺品である石清水本と誉田本の奥書に、これが原本であることを示唆するかの如き文言がみられるることはまことに興味がひかれる。

前記したように、この両本はともに永享五年（一四三三）四月二十一日に足利義教によつて奉納された。その奥書にみる奉納文にはともに「新図」という文言が用いられている。一方、同日に奉納された誉田宗廟縁起三巻の奥書をみると、

先年当社参詣之時拝見縁起三巻之

処事多疎略絵未周備仍拾旧本之遺

更致新写之功益顯既往之靈驗為備

将来之龜鏡謹寄進 宝前教奉

仰玄
國語者也

永享五年孟夏廿一日征夷大將軍左大臣兼右近衛大將源朝臣（花押）
とあつて、「新写」という文言を用いている。

この奥書によると、先年参詣の時に拝見した縁起が疎略であつたので、旧本に基づいて新しく写したことを見るが、この宗廟縁起と同内容の、しかも誉田本より先行する鎌倉時代の作品が八幡縁起の名称で東京国立博物館に蔵されている。したがつて、誉田本は、こうした先行作品により、永享五年に新しく制作されたことは明らかである。それゆえ、「新図」とせず、「新写」と書いたものと考えられる。

一方、石清水本、および誉田本神功皇后縁起は、永享五年の時点で新しく制作され原初本であり、「新図」という文言にはその意味が含まれていると考えられはしないか。このようすに推理すると、乙類本は足利義教によつて発願されて、永享五年に石清水本、誉田本、そして今は無き宇佐八幡宮本の三本が原初本として同時に完成したということになる。そして、これら三本が永享五年四月二十一日という日に、時を同じうして八幡神の最もゆかりの深い、宇佐、石清水、誉田、の三社に奉納されたということは、これの願主である足利六代将軍義教の将軍職としての権威からも、いずれもが原初本としての性格をもつものでなければならなかつたのではなかろうか。

以上、乙類本の成立の時期について思いを廻らせたが、いざれも推測の域を脱つしない。しかし、その原初本の成立を室町時代の初頭、十四世紀末ないし十五世紀の初めに想定することは大過ないと考えられる。

以上、甲、乙両本についての絵画としての特色を述べたが、要するに、甲類本は国民的な八幡信仰の所産として広範囲にわたつて流布したことは事実である。その絵画としての様式が、一見、粗野で庶民感覚にもとづくものであることも、そうした大衆性に由来するものと考えられる。これに対し、乙

類本は貴族社会での所産であり、それがまた、この類の絵画としての様式を伝統的な大和絵様式に規定したのであった。

絵画作品としてみた甲、乙両本の特色は以上の通りであるが、さらに、個々の絵巻についての様式、技法など美術史的検討が残されている。これについては他日に譲つて、本稿では「八幡縁起」の名のもとに、混同されている「八幡大菩薩御縁起」と「八幡宮縁起」を、詞章及び絵から分析して、それぞれの特性を明らかにし、「八幡大菩薩御縁起」から「八幡宮縁起」に発展する過程についての私案を試みるに止めた。

なお、本稿で取りあげた諸本については、その略解を次にあげ、さらに、甲、乙両本の詞章を対照することによって、本稿の不備を補うことにする。

註

(7) 説話が口承文芸として世に行われていた平安末期の絵巻には、絵が次段の詞内容を先取りすることが行われた。信貴山縁起飛倉巻、伴大納言絵巻中巻第二段にその例を見ることができる。

(8) 「国華」六〇四号の図版による。

(9) 宇佐八幡宮本の奥書きは『考古画譜』に引用されている。それによると、石清水本と同文であったことがわかる。